

令和3年3月19日

第3回曾於市農業委員会総会議事録

曾於市農業委員会

第3回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和3年3月19日（金） 午前8時59分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	欠
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	〇〇〇〇〇
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	〇〇〇〇〇
19 番	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員

3 番 〇〇〇〇〇

5 議事録署名委員

16 番 〇〇〇〇〇 , 17 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農政係長	〇〇〇〇〇
末吉分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇

7 閉会年月日

令和3年3月19日（金） 午前10時40分

令和3年第3回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第18号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について

議案第19号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第20号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画
の変更申請について

議案第21号 農地法第5条による許可申請について

議案第22号 非農地証明願について

議案第23号 農用地等のあっせんについて

議案第24号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第25号 農用地利用集積計画について（利用権設定）（1月保留分）

議案第26号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第27号 事務局職員の人事異動の承認について

(2) 報告第3号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和3年第3回農業委員会総会

令和3年3月19日（金） 午前8時59分

○事務局（○○○○○局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。2月、3月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりであります。

本日は、お父さんが亡くなられたという事で、○○○○○委員が欠席届が出ております。また、○○○○○委員が途中退席という事です。本日は、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和3年第3回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。16番○○○○○委員、17番○○○○○委員を指名致します。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第18号農地法第3条貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

議案第18号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉2号、土地の所在地が末吉町諏訪方下高須○○○○○、地目は田で、面積2,746㎡他1筆で、合計面積2,788㎡です。貸人は、末吉町諏訪方の○○○○○で、借人は、末吉町南之郷の○○○○○です。理由につきましては、新規就農です。他1件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○4番委員（○○○○○）

受理番号末吉2号・3号について、3月14日に現地調査を行いましたので報告致します。借人が同一人物ですので一緒に報告致します。申請地は、森田上自治会にある農地です。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第18号農地法第3条貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第19号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは2ページになります。議案第19号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉27号、

土地の所在地が末吉町二之方寺田ヶ湾津〇〇〇〇〇〇，地目は田で，面積 687 ㎡です。譲渡人は，末吉町上町の〇〇〇〇〇〇で，譲受人は，末吉町二之方の〇〇〇〇〇〇です。理由につきましては，贈与です。他 13 件です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが，本件については，調査委員において現地調査を行っておりますので，順次報告を求めます。

○4 番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 27 号・28 号について，3 月 14 日に現地調査を行いましたので報告致します。受人が同一ですので一緒に報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，田には水稻，畑には露地野菜を作付けされる予定であり，周辺の農地に影響もなく，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○13 番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 29 号について，3 月 5 日に〇〇〇〇〇〇推進委員と現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，20 年前より畑を借りて，柚子を作付けしており，周辺の農地に影響もなく，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので，許可相当と考えます。譲受人は，譲渡人の義理の弟になります。以上で調査報告を終わります。

続きまして，受理番号末吉 30 号について，3 月 5 日に〇〇〇〇〇〇推進委員と現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，水稻を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○19 番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 31 号について，3 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。なお，受人の住所が都城市であります，申請地まで車で，20 分程度の通作距離であり，営農については，特に問題ありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，露地野菜を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので，許可相当と考えます。調査員は，私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○14 番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 32 号について，3 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，甘藷を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので，許可相当と考えます。調査員は，私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○8 番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号大隅 33 号について，3 月 14 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，水稻を作付けされる予定であり，周辺の農地に影響もなく，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14 番委員（〇〇〇〇〇〇）

〇〇〇〇〇委員から預かっておりますので代読致します。受理番号財部 34 号について、3 月 7 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号財部 36 号について、3 月 8 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号財部 37 号について、3 月 8 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号財部 38 号について、3 月 7 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。渡人と受人は、従姉です。続きまして、受理番号財部 39 号について、3 月 9 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号財部 40 号について、3 月 9 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

〇11 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部 41 号について、3 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんでした。以上で調査報告を終わります。

〇議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

〇議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 19 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

〇議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第 20 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

〇事務局（〇〇〇〇〇局長）

それでは5ページになります。議案第20号について、ご説明致します。受理番号末吉23号、土地の所在地は、末吉町深川寺藺野久尾〇〇〇〇〇〇、地目は畑で、面積500㎡です。申請人は、都城市早鈴町の〇〇〇〇〇〇、所有者は、末吉町深川の〇〇〇〇〇〇です。転用目的は、一般住宅で変更理由は、現在、借家に居住していますが、手狭なため自己の住宅を新築したいという事で、変更区分は、除外です。他1件です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○14番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉23号について、3月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、宇都之上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、一般住宅を建築する具体的計画があり実現確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を建築する面積500㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は自然流下、汚水・生活排水は、合併浄化槽に浸透槽を設置して、地下浸透させるので適当と思います。被害防除につきましては、誓約書も添付されており特に問題はないと思われまゝ。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外的集落接続施設に該当し、一般住宅を建築する事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇係長で調査致しました。続きまして、受理番号末吉24号について、3月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、坂元自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が田、南が田、北が宅地であります。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実と思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、全体面積300㎡に牛舎・堆肥舎124㎡を設置するもので適当と思います。排水等については、雨水は自然流下、汚水は、オガクズ処理するので適当と思います。被害防除につきましては、誓約書も添付されており特に問題はないと思われまゝ。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外的農用地利用計画指定用途に該当し、牛舎・堆肥舎を設置する事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第20号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外、用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外、用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。次に議案第21号農地法第5条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは6ページになります。議案第21号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉24号、土地の所在地が、末吉町深川唐竹山〇〇〇〇〇〇、地目は畑で、面積1,177㎡です。譲渡人は、千葉県印旛郡の〇〇〇〇〇〇で、譲受人は、末吉町深川の〇〇〇〇〇〇です。転用目的は、貸駐車場で

受理番号大隅 27 号について、3 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、中大谷自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が山林、南が山林、北が畑です。目的実現の確実性は、申請人は、発電事業を行う法人です。申請地は、太陽光発電施設への電力供給のため、変電所を設置するものです。資金調達は、残高証明書が添付されており実現確実と思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 1,129 m²に 413.70 m²の変電所施設を設置するもので、規模からみて適当と思います。排水等については、雨水のみ自然流下及び既設の桝を新しく取り替えて使用するので適当と思います。

被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、坂がきつそうですが問題なさそうです。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の第二種農地のその他の農地に該当します。代替地の検討については、他に適地がなく、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇17 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 28 号について、3 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、二重堀自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、畑、県道、西が畑、南が畑、北が原野、雑種地です。目的実現の確実性は、申請人は、霧島市で石油販売等を営む法人です。申請地は、隣接する宅地・雑種地との一体利用により駐車場を設置するもので、資金調達については、金融機関の残高証明書が添付されていることから確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、所要面積 1,581 m²に普通自動車 32 台分、大型中型車両 7 台分の駐車場を設置するもので適当と思います。排水等については、雨水のみで既存の水路に放流するので適当と思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農地の広がりがある 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第一種農地ですが、申請面積 1,581 m²は、全体面積 5,630.95 m²の 3 分の 1 を超えないことから、不許可の例外である隣接地一体事業に該当するもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。また、履歴事項証明書に必要な目的が足りなかったため、その場で内容を追加していただくようお願いしまして、追加するという返事を頂きまして許可意見です。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇11 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号財部 29 号について、3 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、桐原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで山林と畑で非農地済、西が道路を挟んで畑、南が山林、北が道路を挟んで宅地と山林です。目的実現の確実性は、自己資金で金融機関の残高証明書が添付してあります。また、再生可能エネルギー認定通知、九電の系統連系契約が添付してあり確実と思います。位置としましては、農地の広がりがないことから第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設を設置する面積 2,064 m²は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は集水桝及び道路側溝に流すため適当と思います。被害防除については、周囲に防護柵を設置します。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は、太陽光発電施設を設置し、事業の経営安定を図るものです。また、隣接地に被害が生じないように指導を行い、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。なお、除外については、12 月総会で報告済です。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇9 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号財部 30 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、田平自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、金融機関の融資証明書の添付されていることから確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積に居宅 1 棟 126.28 m²は、周囲の状況からみて適当と思います。排水等については、合併浄化槽を設置し、道路側溝に放流するもので適当と思います。被害防除については、周囲にブロック積し、被害防除に関する誓約書も添付されているため、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結

果の総合意見は、申請地は、第一種農地ですが、周囲に住宅がある事から不許可の例外的集落接続施設に該当します。申請人は、現在、借家住まいで今回集落に接続する申請地に新築するもので、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は、3月10日、調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号財部31号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで畑、南が道路を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、金融機関の残高証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、倉庫1棟150㎡と資材置場等を設置する面積1,770㎡は、同種施設規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下するもので適当と思います。被害防除については、周囲にブロック積し、盛土を行い、被害防除に関する誓約書も添付されているため、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地ですが、周囲に住宅がある事から、不許可の例外的集落接続施設に該当します。申請人は、事業で使用する太陽光発電施設の資材置場及び飲食物等の販売をするための保管庫として利用する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は、3月10日、調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇係長で調査致しました。続きまして、受理番号財部32号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が道路を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、金融機関の残高証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、駐車場を設置する面積2,078㎡は、同種施設規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下するもので適当と思います。被害防除については、周囲にブロック積し、盛土を行い、被害防除に関する誓約書も添付されているため、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地ですが、周囲に住宅がある事から、不許可の例外的集落接続施設に該当します。申請人は、運送業を営んでおり、現在の駐車場が手狭なため新たに設置するもので、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は、3月10日、調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇係長で調査致しました。続きまして、受理番号財部33号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、金丸自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が雑種地、西が田、南が道路を挟んで田、北が田です。目的実現の確実性は、金融機関の残高証明書及び再生エネルギー認定通知、九電の系統連系契約書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光パネル192枚を設置する面積1,453㎡は、同種施設規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下するもので適当と思います。被害防除については、周囲に防護柵の設置、被害防除に関する誓約書も添付されているため、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請人は、太陽光発電施設を設置し、事業の経営安定を図るものです。隣接地には、被害が生じないよう指導を行い、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。なお、令和2年7月27日付で除外の変更認可通知が出ております。調査日は、3月10日、調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇係長で調査致しました。続きまして、受理番号財部34号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、金丸自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が田、南が雑種地、北が道路を挟んで山林です。目的実現の確実性は、金融機関の残高証明書及び再生エネルギー認定通知、九電の系統連系契約書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光パネル60枚を設置する面積656㎡は、同種施設規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下するもので適当と思います。被害防除については、周囲に防護柵の設置、被害防除に関する誓約書も添付されているため、特に

問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請人は、太陽光発電施設を設置し、事業の経営安定を図るものです。隣接地には、被害が生じないよう指導を行い、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。なお、令和2年7月27日付で除外の変更認可通知が出ております。調査日は、3月10日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇11 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部35号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、中野自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑と宅地、西が山林、南が畑、北が山林です。目的実現の確実性は、金融機関の残高証明書及び再生エネルギー認定通知、九電の系統連系契約書が添付されていることから確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設パネル288枚を設置する面積1,442㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、敷地東西中央部に雨水浸透枳を設置するため適当と思います。被害防除については、周囲に防護柵の設置し、また、被害防除に関する誓約書も添付されているため、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請人は、太陽光発電施設を設置し、事業の経営安定を図るものです。また、隣接地には、被害が生じないよう指導を行い、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は、3月10日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第21号農地法5条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。次に議案第22号非農地証明願の末吉8を除いて議題と致します。事務局長に説明させます。

〇事務局 (〇〇〇〇〇局長)

それでは、9ページになります。議案第22号について、ご説明申し上げます。受理番号財部6号、土地の所在地が財部町南俣城戸口〇〇〇〇〇他1筆、地目は畑、合計面積734㎡です。申請人は、財部町南俣の〇〇〇〇〇〇で、経緯につきましては、昭和59年頃に農業用倉庫、昭和64年頃に一般住宅を建築してしまいましたという事で始末書付きでございます。他2件です。よろしくお願い致します。

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

〇11 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部6号について現地調査しましたので報告致します。調査日は、3月10日に行いました。申請地は、七村自治会内にある農地です。周囲の状況は、〇〇〇〇〇が、東が畑、西が畑、南が宅地、北が宅地です。〇〇〇〇〇が、東が道路を挟んで宅地、西が畑、南が道路を挟んで畑、北が宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、申請地は、〇〇〇〇〇の東側と西側、〇〇〇〇〇の西側に農地が

ありますが、雨水等の流入はなく、影響ないものと思います。その他、農地法上特に問題はありません。申請地は、昭和 59 年頃に農業用倉庫、昭和 64 年頃に一般住宅を建築しており、築後 20 年以上経過しております。調査結果の総合意見は、申請地は、昭和 59 年頃に農業用倉庫、昭和 64 年頃に一般住宅を建築しましたが、その際、農地に建築していたものです。現在は、申請人が利用しており、建築後 20 年以上が経過しており、農地への復元は著しく困難と思われる事から、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで行いました。続きまして、受理番号財部 7 号について現地調査しましたので報告致します。調査日は、3 月 10 日に行いました。申請地は、南自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が道路を挟んで畑です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。北側に道路を挟んで農地がありますが、雨水等の流入はなく、影響ないものと思います。その他、農地法上特に問題はありません。申請地は、昭和 55 年頃に一般住宅を建築しており、築後 20 年以上経過しております。調査結果の総合意見は、昭和 55 年頃に亡き父が、一般住宅を建築しましたが、その際、農地に建築していたものです。現在は、借家にしており、建築後 20 年以上が経過しており、農地への復元は著しく困難と思われる事から、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 22 号非農地証明願のうち末吉 8 を除いて、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため退席願います。

（「〇〇〇〇〇委員退席」）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 22 号非農地証明願のうち末吉 8 についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

それでは、議案第 22 号の受理番号末吉 8 号についてご説明申し上げます。土地の所在地が末吉町深川狐塚〇〇〇〇〇、地目は畑、面積 752 ㎡です。申請人は、末吉町深川の〇〇〇〇〇〇で、経緯につきましては、昭和 53 年頃に亡き父が一般住宅を建築してしまいましたという事で始末書付きです。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○19 番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 8 号について、現地調査を行いましたので報告致します。調査日は、3 月 10 日に行いました。申請地は、箕原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が畑、北が山林です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。申請地の東南側は、農地であります。雨水等の流入はなく影響ありません。その他、農地法上特に問題はありません。申請地は、昭和 53 年頃に建築されたものであり、建築後

20 年以上が経過しています。調査結果の総合意見は、昭和 53 年頃に亡父が建築したもので現在
空き家です。ついては、建築後 20 年以上経過しており、農地への復元は、著しく困難と思われる
ことから、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員
は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 22 号非農地証明願の末吉 8 については、申し出のとおり許可することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。光行純市委員は、
復席をお願いします。

（「〇〇〇〇〇委員復席」）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第 23 号農用地等のあっせんについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

それでは 10 ページになります。議案第 23 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 29
号、申出者が都城市野々美谷町の〇〇〇〇〇〇で、申出地の所在が末吉町岩崎新留ノ下〇〇〇〇〇〇、
地目は田、面積 1,474 m²です。申出の内容は、貸したいです。他 6 件です。よろしく願いしま
す。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、あっせん委員を指名致します。末吉 29 については、私と〇〇〇〇〇推進委員、末吉
30 については、5 番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉 31 と末吉 32 については、4 番
〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉 33 については、13 番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推
進委員、末吉 34 については、11 番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、財部 35 については、
3 番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員を指名致します。よろしくお願い致します。

（「はい」の声あり）

○5 番委員（〇〇〇〇〇）

末吉 30 については、賃貸で成立です。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

末吉 30 については、成立だそうです。続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順
次報告をお願い致します。

○1 番委員（〇〇〇〇〇）

末吉 92・93 号は、打切でお願いします。

○5 番委員（〇〇〇〇〇）

末吉 95・96 号は、成立でお願いします。末吉 98 号は、打切でお願いします。

○14 番委員（〇〇〇〇〇）

財部 100 号は、継続でお願いします。

○7 番委員（〇〇〇〇〇）

財部 102・103 号は、継続でお願いします。

○14 番委員（〇〇〇〇〇）

財部 104・105 号は、〇〇〇〇〇委員が急な事で聞いておりませんので、来月の報告でお願いし
ます。

○1 番委員 (○○○○○)

末吉 1 号は、打切でお願いします。

○2 番委員 (○○○○○)

末吉 2 号は、継続でお願いします。

○17 番委員 (○○○○○)

末吉 3 号は、継続でお願いします。末吉 4 号の○○○○○は、成立でお願いします。○○○○

○は、取下で、その他は、継続でお願いします。

○4 番委員 (○○○○○)

末吉 5・6 号は、継続でお願いします。

○5 番委員 (○○○○○)

末吉 7 号の○○○○○は、打切で、その他は、成立です。末吉 8 号は、打切でお願いします。

末吉 9 号は、継続でお願いします。

○18 番委員 (○○○○○)

大隅 10 号は、継続でお願いします。

○19 番委員 (○○○○○)

大隅 12 号は、継続でお願いします。

○14 番委員 (○○○○○)

財部 13・14・15・16 号は、継続でお願いします。

○7 番委員 (○○○○○)

財部 17 号は、継続でお願いします。

○12 番委員 (○○○○○)

末吉 18 号は、継続でお願いします。

○2 番委員 (○○○○○)

末吉 19 号は、継続でお願いします。

○1 番委員 (○○○○○)

末吉 20 号は、継続でお願いします。

○8 番委員 (○○○○○)

大隅 22 号は、継続でお願いします。

○19 番委員 (○○○○○)

大隅 23 号は、継続でお願いします。

○15 番委員 (○○○○○)

大隅 24 号は、継続でお願いします。

○14 番委員 (○○○○○)

財部 25 号は、成立でお願いします。26 号は、継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

財部 27 号は、来月報告でお願いします。

○6 番委員 (○○○○○)

財部 28 号は、継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きお願い致します。ここで 10 分間暫時休憩致します。

(休憩：午前 10 時 00 分)

(休憩：午前 10 時 10 分)

○議長 (○○○○○会長)

会議を再開します。次に議案第 24 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 3 年未満末吉

7 新規 10 年以上末吉 83 再設定 3 年以上 6 年未満財部 172・173・174 を除いて議題と致します。
本件については、期間ごとに一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 24 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 3 年未満末吉 7 新規 10 年以上末吉 83 再設定 3 年以上 6 年未満財部 172・173・174 を除いて、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

(「○○○○○委員退席」)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 24 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 3 年未満末吉 7 についてを議題と致します。

○議長 (○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 24 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 3 年未満末吉 7 については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席をお願いします。

(「○○○○○委員復席」)

○議長 (○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

(「○○○○○委員退席」)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 24 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 10 年以上末吉 83 についてを議題といたします。

○議長 (○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 24 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 10 年以上末吉 83 については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席をお願いします。

(「○○○○○委員復席」)

○議長 (○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

(「○○○○○委員退席」)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 24 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 3 年以上 6 年未満財部 172・173・174 についてを議題といたします。

○議長 (○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 24 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 3 年以上 6 年未満財部 172・173・174 については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

〇〇〇〇〇委員は、復席をお願いします。

(「〇〇〇〇〇委員復席」)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に議案第 25 号農用地利用集積計画の所有権移転の 1 月保留分についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

議案第 25 号でございます。この案件は、1 月に保留になった件でございます。今までこのような形で頭出ししておりませんでしたが、今回からこのように頭出しする方が解りやすいのではないかとこの事で議案として設けました。内容については、お目通し下さい。よろしくお願いします。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今説明しましたが、本件については、幹旋委員において報告を求めます。

○13 番 (〇〇〇〇〇)

2 月の総会に上げていただきたかったのですが、竹を全て切られ、整地され、期限を決めてちゃんと下さったので許可して頂ければと思います。よろしくお願いします。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 25 号農用地利用集積計画の所有権設定 1 月保留分については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に議案第 26 号農用地利用集積計画の所有権移転のうち末吉 41・42・43 財部 44・45 を除いて議題と致します。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 26 号農用地利用集積計画の所有権移転のうち末吉 41・42・43 財部 44・45 を除いては、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ここで〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため退席願います。

(「〇〇〇〇〇委員退席」)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 26 号農用地利用集積計画の所有権移転のうち末吉 41 についてを議題と致します。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第26号農用地利用集積計画の所有権移転のうち末吉41については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長(○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席をお願いします。

(「○○○○○委員復席」)

○議長(○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

(「○○○○○委員退席」)

○議長(○○○○○会長)

議案第26号農用地利用集積計画の所有権移転のうち末吉42・43についてを議題と致します。

○議長(○○○○○会長)

質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第26号農用地利用集積計画の所有権移転のうち末吉42・43については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長(○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席をお願いします。

(「○○○○○委員復席」)

○議長(○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

(「○○○○○委員退席」)

○議長(○○○○○会長)

議案第26号農用地利用集積計画の所有権移転のうち財部44・45についてを議題と致します。

○議長(○○○○○会長)

質疑・意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○2番委員(○○○○○)

財部44・45号ですが、場所は、ほとんど同じ場所だと思いますが、値段に相当な開きがありますが、どういった理由でしょうか。

○14番委員(○○○○○)

財部45号は、もともと苺をされていて、ハウスもまだ新しいという事でこのような値段になっております。

○2番委員(○○○○○)

解りました。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 26 号農用地利用集積計画の所有権移転のうち財部 44・45 については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席をお願いします。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

次に利用権の設定状況集計表を、事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、利用権の設定状況集計表になります。3 月分利用権設定の新規は、田が 17 筆で面積 23,462 m²、畑が 41 筆で面積 92,505 m²、計 58 筆で面積 115,967 m²、件数は 38 件でございます。再設定は、田が 53 筆で面積 63,939 m²、畑が 130 筆で面積 251,984 m²、計 183 筆で面積 315,923 m²、件数は 96 件でございます。所有権移転については、田が 6 筆で面積 5,105 m²、畑が 24 筆で面積 48,852 m²、計 30 筆で面積 53,957 m²、件数は 19 件でございます。合計しますと 271 筆で面積 485,847 m²、件数は 153 件となっております。以上でございます。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 27 号事務局職員の人事異動の承認についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

人事異動内容説明

○議長（○○○○○会長）

ただ今の説明に対して質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 27 号事務局職員の人事異動の承認については、承認する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、承認されました。

○議長（○○○○○会長）

次に報告第 3 号合意解約等の報告については、総会資料の 44 ページから 51 ページですのでご覧下さい。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

○2 番委員（○○○○○）

農地中間管理機構との連携について

○10 番委員（○○○○○）

利用権設定の助成金について

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局 (○○○○○局長)

事務連絡

○事務局 (○○○○○次長)

事務連絡 (活動日誌について 26 日までの提出のお願い)

○議長 (○○○○○会長)

他にありませんか。

○議長 (○○○○○会長)

歓送迎会について (出来そうにないので転出者の挨拶)

○事務局 (転出者)

挨拶

○議長 (○○○○○会長)

以上で、令和 3 年第 3 回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局 (○○○○○局長)

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和 3 年 3 月 19 日 (金) 午前 10 時 40 分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員